選択制確定拠出年金
導入にあたっての諸手続きについて

留意点・税務上の取扱いについてのご案内

2022/03改訂（共通）

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

制度導入の留意点

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

確定拠出年金　導入の留意点

1. 「選択制」の制度内容
2. 給与規程の変更
3. 給与明細について
4. 最低賃金の確認、導入時の随時改定の取扱い
5. 手数料等の口座振替スケジュール
6. 会計処理（仕訳）
7. 掛金調整
8. 役員報酬の税務上の取扱い
9. 他の確定拠出年金に加入していた移換者の取扱い
10. 選択制確定拠出年金の承認基準（参考）

給与制度の変更、役員報酬の改定を伴う場合がございます。
税理士・社会保険労務士と相談の上、
手続きを進めて頂きますようお願い申し上げます。

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

1.「選択制」の制度内容

◆ 選択制」とは確定拠出年金の制度設計方法です。

「選択制」を導入するにあたり、賃金とは別に生涯設計手当規程を定め、「生涯設計手当」を支給します。加入対象者は生涯設計手当の一部もしくは全部を、①「確定拠出年金の掛金」として拠出する、②「生涯設計前払金」として給与と併せて受け取ることを選択します。

生涯設計手当　＝　①確定拠出年金の掛金　＋　②生涯設計前払金

「選択制」を制度導入にあたり、新設する「生涯設計手当」の原資を給与減額することが一般的ですが、その場合、給与規程の一部を変更する必要があります。

また「生涯設計手当」は、掛金を選択するか否かで税務ならびに社会保険の取扱いが変わります。

①確定拠出年金の掛金を選択

⇒ 事業主は掛金を事業主掛金として拠出します。掛金は法人の福利厚生費として処理され、加入者の給与所得とはなりません。従って、当該掛金は所得税、住民税、社会保険料算定の対象外となります。

②生涯設計前払金を選択

⇒ 生涯設計前払金は給与と併せて支給されるため、所得税、住民税、社会保険料算定の対象となります。

①確定拠出年金の掛金	→ 所得税、住民税、社会保険料算定の対象外
②生涯設計前払金	→ 所得税、住民税、社会保険料算定の対象

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

2.給与規程の変更

◆ 選択制確定拠出年金導入に合わせて、給与規程等の変更が必要です。また給与明細も変更します。

＜給与規程の変更例＞

第●条（賃金の構成　）

賃金の構成は以下のとおりとする。
なお、下記賃金とは別に生涯設計手当※を支給する。

- 賃　金
  - 基本月給
  - 諸手当
    - 通勤手当
    - 役職手当
    - 勤続手当
    - 職務手当
  - 時間外割増給
    - 超過勤務手当
    - 休日出勤手当
    - 深夜勤務手当

第●条（遅刻、早退等の賃金控除）

欠勤・遅刻・早退・私用外出及び無給休暇分を控除する場合は、次の区分により控除する。

① 欠勤及び無給休暇のとき
（(基本月給+生涯設計手当※）÷ 賃金計算該当月の営業日数）×欠勤等の日数　を控除する。

② 遅刻・早退・私用外出のとき
（ア）((基本月給＋生涯設計手当※）÷160 時間）×遅刻等の時間　を控除する。
（イ） 1 日につき1 分単位で控除する。1 分未満は切り捨てるものとする。

第●条（中途採用等の賃金計算）

社員が、賃金計算期間の途中で採用、退職、休職、復職したときは、基本月給及び生涯設計手当※を日割計算により支給する。日割計算の基準は、賃金計算該当月の営業日数による日割りとし、基本月給及び生涯設計手当※を出勤日数に応じて支給するものとする。

第●条（超過勤務手当）

1． 社員が所定の就業時間を超えて勤務した場合、超過勤務手当を支給する。
2． 超過勤務手当の額は、以下の計算式に基づくものとする。
（ 基本月給＋ 勤続手当＋生涯設計手当※）÷160 時間 × 1.25 × 超過勤務時間数

※給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合には、「生涯設計手当」を「加算給付金」（給与を原資に創設した部分）にご変更ください。

【基本給付金とは】 給与の減額を伴わずに会社が負担する確定拠出年金の掛金
【加算給付金とは】 社員が、掛金拠出とするか、生涯設計前払金として給与と併せて受け取るのかを選択するもの

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

3.給与明細について

◆給与明細の変更例（変更前）

令和●年●月分給与　　明細書

氏名　　　　様
所属

勤	怠
所定就労日	31.00
出勤日数	22.00
有給日数	0.00
欠勤日数	0.00
休日出勤日数	0.00
休日日数	0.00
遅刻早退回数	0.00
通常1	0.00
通常2	12.00
深夜1	0.00
深夜2	2.00
休日残業時間	0.00
早出残業時間	0.00

税額表	甲欄
扶養人数	0

支	給
基本給	190,000
職位手当	20,000
通勤手当	5,000
住宅手当	20,000
通常時外手当	16,964
深夜時外手当	565
休日時外手当	0
小口現金	0
合　計	252,529

控	除
健康保険料	11,964
介護保険料	0
厚生年金保険	20,544
雇用保険	1,248
社会保険料計	33,756
課税対象額	218,773
所得税	5,040
住民税	0
合　計	38,796

そ　の　他	
年調徴収金	0
年調還付金	0
合　計	0

差引支給額	213,733

振　込　支　給　額	
振込支給合計	0
合　計	213,733

現金支給額	0

現金支給額	0

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

3.給与明細について

◆給与明細の変更例（変更後） 「生涯設計前払金」項目表記の場合

令和●年●月分給与　　明細書

氏名　　　　　　様
所属

ご参考 （変更前の基本給を「旧基本給」、変更後の基本給を「新基本給」とする）

旧基本給＝新基本給＋生涯設計手当 （新基本給=旧基本給－生涯設計手当）
生涯設計手当＝生涯設計前払金＋（加入者が選択した）確定拠出年金掛金
生涯設計前払金＝生涯設計手当－（加入者が選択した）確定拠出年金掛金

勤	怠
所定就労日	31.00
出勤日数	22.00
有給日数	0.00
欠勤日数	0.00
休日出勤日数	0.00
休日日数	0.00
遅刻早退回数	0.00
通常1	0.00
通常2	12.00
深夜1	0.00
深夜2	2.00
休日残業時間	0.00
早出残業時間	0.00

税額表	甲欄
扶養人数	0

支	給
基本給	135,000
職位手当	20,000
通勤手当	5,000
住宅手当	20,000
通常時外手当	16,964
深夜時外手当	565
休日時外手当	0
小口現金	0
生涯設計前払金	45,000
合　　計	242,529

控	除
健康保険	
介護保険	
厚生年金	
雇用保険	
社会保険	
課税対象	
所得税	
住民税	
合	

確定拠出年金掛金　10,000円

① 確定拠出年金導入後は基本給から生涯設計手当（給与を減額した場合）を差し引き、生涯設計前払金（生涯設計手当から（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を差し引いた額）の項目を追加※します。
② 給与明細の変更は、加入対象者全員（加入対象者が正社員の場合は正社員全員）に対して実施が必要です。
③ 生涯設計手当は残業代等の基礎単価に含めることができます。
④ 生涯設計手当より、（加入者が選択した）確定拠出年金掛金を差し引いた金額を生涯設計手当前払金と支給してください。
⑤ （加入者が選択した）確定拠出年金掛金は給与所得とならないため、社会保険料・所得税・住民税の対象外となります。
⑥ 備考欄に（加入者が選択した）確定拠出年金掛金額を記載することができます。

※給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合は「生涯設計手当」を「加算給付金」に読み替えてください。

【基本給付金とは】給与の減額を伴わずに会社が負担する確定拠出年金の掛金
【加算給付金とは】確定拠出年金の掛金とするか、生涯設計前払金として給与と併せて受け取るかを選択するもの

＜生涯設計手当5万5千円のうち、1万円を掛金として拠出する場合の例＞

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

3.給与明細について

◆給与明細の変更例（変更後） 「確定拠出年金掛金」項目表記の場合

令和●年●月分給与 明細書

氏名 様
所属

ご参考 （変更前の基本給を「旧基本給」、変更後の基本給を「新基本給」とする）

新基本給＝旧基本給－生涯設計手当

確定拠出年金掛金＝生涯設計手当の範囲内で加入者が拠出する選択をした金額

生涯設計前払金＝生涯設計手当－（加入者が選択した）確定拠出年金掛金

勤	怠
所定就労日	31.00
出勤日数	22.00
有給日数	0.00
欠勤日数	0.00
休日出勤日数	0.00
休日日数	0.00
遅刻早退回数	0.00
通常1	0.00
通常2	12.00
深夜1	0.00
深夜2	2.00
休日残業時間	0.00
早出残業時間	0.00

税額表	甲欄
扶養人数	0

支	給
基本給	135,000
職位手当	20,000
通勤手当	5,000
住宅手当	20,000
通常時外手当	16,964
深夜時外手当	565
休日時外手当	0
小口現金	0
生涯設計手当	55,000
確定拠出年金掛金	▲10,000
合計	242,529

控	除
健康保険料	
介護保険料	
厚生年金保険	
雇用保険	
社会保険料計	
課税対象額	
所得税	
住民税	
合	

そ	の	他

① 確定拠出年金導入後は基本給から生涯設計手当（給与を減額した場合）を差し引き、生涯設計手当、確定拠出年金掛金の項目を追加※します。

② 給与明細の変更は、加入対象者全員（加入対象者が正社員の場合は正社員全員）に対して実施が必要です。

③ 生涯設計手当は残業代等の基礎単価に含めることができます。

④ 生涯設計手当は規程に定められた金額を記載してください。

⑤ （加入者が選択した）確定拠出年金掛金は拠出する金額を減額表示します。

⑥ （加入者が選択した）確定拠出年金掛金は給与所得とならないため、社会保険料・所得税・住民税の対象外となります。

※給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合は「生涯設計手当」を「加算給付金」に読み替えてください。

【基本給付金とは】給与の減額を伴わずに会社が負担する確定拠出年金の掛金
【加算給付金とは】確定拠出年金の掛金とするか、生涯設計前払金として給与と併せて受け取るかを選択するもの

＜生涯設計手当5万5千円のうち、1万円を掛金として拠出する場合の例＞

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

3.給与明細について【賃金台帳】

〇〇〇〇年　　賃　金　台　帳

生年月日	雇入年月日	所属	氏名	性別	社員番号

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	賞与1	賞与2	合計
	基本給	135,000														
	職位手当	20,000														
	通勤手当	5,000														
	住宅手当	20,000														
支	通常時外手当	16,964														
	深夜時外手当	565														
	休日時外手当															
	小口現金															
給	生涯設計前払金	45,000														
	その他調整(課															
	その他調整(非															
	その他支給(課															
	その他支給(非															
	課税支給額	242,529														
	非課税支給額	0														
	総支給額	242,529														
	健康保険料	11964														
	介護保険料															
	厚生年金保険	20,544														
控	雇用保険	1248														
	社会保険料合計	33,756														
	課税対象額	208,773														
	所得税	5,040														
除	住民税															
	その他控除1															
	その他控除2															
	その他控除3															
	控除合計額	38,796														
	差引支給額	203,733														

支給項目に「生涯設計前払金」を追加します。
給与明細を減額表示する場合、賃金台帳をマイナス表記しないようご注意ください。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

4.最低賃金の確認、導入時の随時改定の取扱い

◆ 最低賃金の確認

・生涯設計手当のうち、確定拠出年金の掛金とした金額は、最低賃金の対象となる賃金に含めることができません

・掛金を選択した事により、最低賃金法に抵触するケースが想定されますので、確認が必要です。

・最低賃金法に抵触することがないよう、加入者が選択する掛金額にご留意ください。

・なお、生涯設計前払金として給与と併せて受け取ることとした金額は、最低賃金算定の対象となります。

◆ 導入時の随時改定の取扱い

・企業型確定拠出年金導入に合わせて加入者となった場合、確定拠出年金の掛金として拠出する事を選択した結果、標準報酬月額が2等級以上変動した場合、導入月を起算月とする随時改定に該当します。

・なお、導入月より後に加入者となり掛金の拠出を選択し、標準報酬月額が2等級以上変動した場合でも、随時改定には該当しません。

導入月から加入者となり、標準報酬月額が2等級以上変動した場合のみ随時改定に該当
（導入月から遅れて加入者になった場合は対象外）

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

【参考】疑義照会回答（厚生年金保険　適用）

区分	整理番号	質　問			回答
		案件	照会に係る法令等の名称、条文	内　容	
被保険者報酬月額変更届	8	確定拠出年金に係る報酬月額変更について	確定拠出年金法第 86 条 平成 15 年 10 月 1 日 保 保 発 第 1001001 号	平成 22 年 10 月 1 日より、事業所における「賃金規程」の改定を行 い、勤続年数が満 3 年を超える全従業員の給与から、毎月一律 29,000 円を確定拠出年金・退職金前払規程に基づく支給へ振替が行われることになりました。当該事業所は、29,000 円について基本的に「賃金」ではなく、「確定 拠出年金の掛金」と位置づけ、賃金を 29,000 円減額して確定拠出年金 の掛金とすると整理しています。また、当該事業所の確定拠出年金・退職金前払規程によると、振り 替えられた 29,000 円の範囲内で従業員個人の選択により、希望する金 額を毎月の給与支給日に退職金の前払として受け取り、残りの金額を 確定拠出年金の掛金とすることができるとなっています。さらに、退職金の前払いとして受け取る金額は、個人が 1 年に一度 金額を見直し再設定することができるとなっており、金額が変更された場合は、確定拠出年金の掛金も変更になります。1. 及び 2. において、それぞれ報酬月額変更に該当するか教示願いま す。 1. 確定拠出年金・退職金前払規程に基づく支給への振替（29,000 円）が開始されたとき 2. 1 年に一度金額を見直し、変更したとき	従業員が退職金の原資を確定拠出年金の拠出金とするか前払退職金 として給与で受け取るか選択できる場合においては、この原資から拠 出金を引いた差額である給与額の変動は、従業員の選択のみにより発生するものであるため、当該給与額の変動（拠出額の変更、拠出の開 始等）は原則として固定的賃金の変動には該当しないことになります。したがって、従業員の選択の余地が事実上無い等の、実質的に当該賃 金変動が従業員の選択のみによるものではないと判断しうる個別の事 情がない限り、1. 2. ともに月額変更に該当しないことになります。しかし、本件については、平成 22 年 10 月 1 日より賃金規程の改定 を行い確定拠出年金制度を導入して、基本給の減額分を退職金の原資とする変更を行っています。制度の導入と同時に確定拠出年金の拠出 金の拠出を開始するならば、基本給に前払退職金を加えた給与額は、 賃金規程改定前の基本給より減額となるため、この賃金規程の変更に より降給が行われたことになります。したがって、賃金規程の改定後、 拠出を開始したことにより、標準報酬月額の 2 等級以上の変動がある ならば、改定後の賃金規程による賃金の支給開始月を起算月とする報 酬月額変更に該当すると考えられます。なお、拠出金については従業員の選択のみにより変動することから、 平成 22 年 10 月 1 日より後に拠出を開始し前払退職金額の変更が行われたとしても、報酬月額変更は行わないことになります。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

5.手数料等の口座振替スケジュール

◆ 手数料の発生と口座振替のスケジュールは以下の通りです。

- 制度導入月は掛金と収納代行手数料のみが口座振替となります。
- 制度導入月翌月から運営管理手数料（初期導入費用を含む）が口座振替となります。
  - 企業型導入費用は制度導入月の翌月のみ
  - 口座開設手数料は新規加入者が発生の都度、かかります。
- 制度導入月翌々月から「資産管理手数料」※1「資産管理手数料預託金」※2が口座振替となります。
  - 資産管理手数料預託金は制度導入月の翌々月のみ。その後、毎年12月末で再計算し、1月の口座引落で差額を引き落としとなります

○：引き落としがある月
△：発生都度

		掛　金	運営管理手数料				資産管理手数料	収納代行手数料	資産管理手数料預託金
			企業型導入費用	口座開設手数料	事業主手数料	加入者手数料			
20x1 年 4 月	制度導入月	○						○	
20x1 年 5 月	制度導入月＋1	○	○	○	○	○		○	
20x1 年 6 月	制度導入月＋2	○		△	○	○	○	○	○
20x1 年 7 月	制度導入月＋3	○		△	○	○	○	○	
20x2 年 1 月	（預託金再計算）	○		△	○	○	○	○	○（差額）

※1　資産管理機関（信託銀行）が加入者の年金資産を管理する手数料となります。
※2　1年分相当の資産管理手数料をお預かりするもので、倒産などのやむを得ない事情で脱退する事業所の発生により、資産管理手数料の徴収が不可能になるケースに備えて、お預かりするもの。
ご導入いただくプランによっては預託金を扱わないケースもあります。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

6.会計処理(仕訳)

- 企業型(確定拠出年金)で掛金を支出した場合、退職給付費用(費用項目)・確定拠出年金関連費用(費用項目)等の勘定科目を新設し、次の仕訳をします。

※

◆仕訳処理例

※給与減額を伴わない基本給付金を上乗せする場合には、基本給付金を含めた金額を退職給付費用として処理ください。

制度導入前	借方	貸方	説明
	給与	現金預金	差引支給額
		預り金	控除項目

制度導入後	借方	貸方	説明
	給与	現金預金	差引支給額 (確定拠出年金掛金を控除した額)
		預り金	控除項目
	退職給付費用※	現金預金	SBIベネフィット・システムズより郵送された口座振替明細書の掛金額 (毎月中旬に送付)
	確定拠出年金関連費用	現金預金	SBIベネフィット・システムズより郵送された口座振替明細書の掛金額を除いた金額 (毎月中旬に送付)

掛金額は役員・従業員の区別なく退職給付費用として処理ください。

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

7.掛金調整

◆ 掛金調整のスケジュール

・掛金の初回口座振替は**制度導入月の26日**となります。

例）4月制度導入の場合、4月掛金を4月26日に事業主口座より口座振替します。

掛金の流れ

*1 口座振替日また拠出日が土・日・祝日の場合翌営業日

「拠出」とは

- 加入者のDC口座に掛金が着金することを「拠出」といいます。
- **毎月26日**に事業主口座より振り替えられ、**翌月の20日**に各加入者のDC口座に拠出します。

・給与の調整開始は、一般的に制度導入月もしくは翌月支給の給与から行います。

（4月制度導入の場合、4月支給もしくは5月支給の給与で調整開始）

・給与を調整する月に法令上の定めはありませんので、導入先ごとに決定します。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

7.掛金調整

◆ 掛金調整のスケジュール例

■4 月制度開始の場合

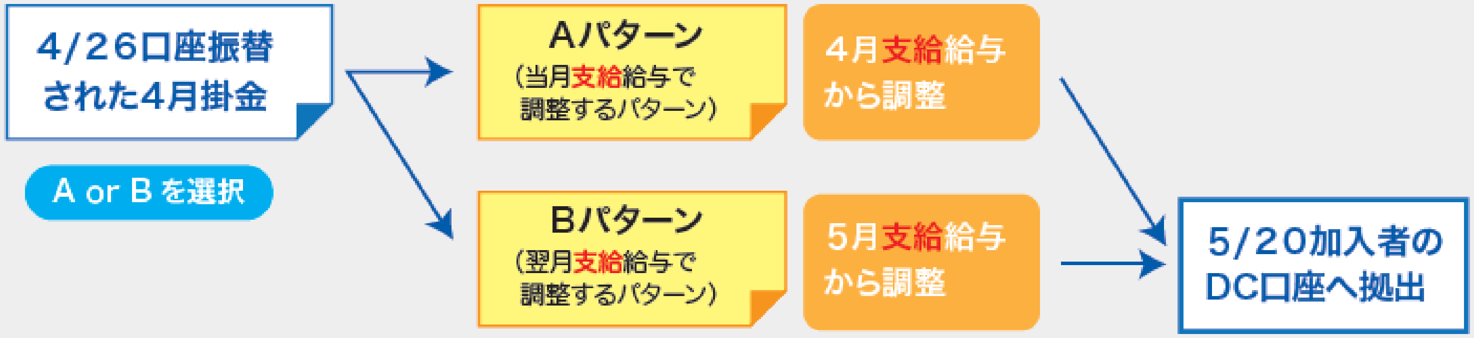

■掛金等の変更が生じた場合

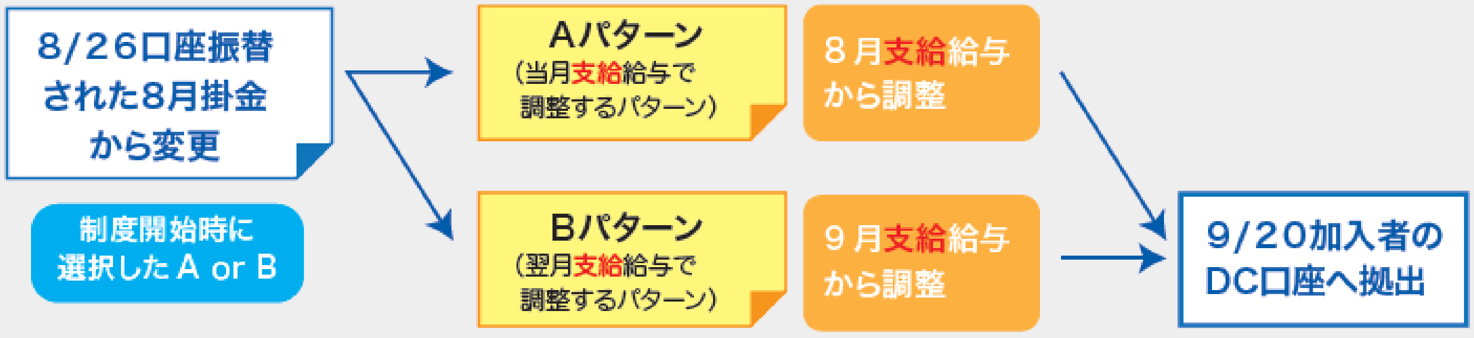

※給与支給の実務に合わせて調整ください。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

8.役員報酬の税務上の取扱い

- 会社法では、役員報酬は「定款または株主総会の決議によって定める」とあります。
- 税務上、役員報酬は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の要件を満たすもののみに損金算入が認められてます。一方、事業年度の途中に役員報酬を変更した場合、その一部が損金として認められません。
- 役員は加入時期や加入方法によって税務上の取扱いが異なるためご注意ください。

役員報酬を減額して掛金を拠出する場合	加入時期が役員報酬の改定時期と重ならない場合、役員報酬の減額部分が定期同額に反するため損金（会社経費）として認められず、課税対象（損金不算入）となる可能性があります。
	→ 役員報酬の損金が認められるよう役員報酬の改定時期に合わせて、掛金を拠出します。 ※注） 役員報酬は、会社法上、定款または株主総会の決議により定める必要があります。 また、税務調査等で損金算入を否認されないよう、議事録を作成する必要があります。
役員報酬とは別に掛金を拠出する場合	拠出した掛金は役員報酬とみなされず、全額福利厚生費として損金処理が認められます。
	→ 役員報酬とは別に事業主掛金として拠出する場合は、その掛金は報酬とみなされないため、報酬改定時期以外であっても加入できます。 （この場合も議事録の作成を推奨します。）

＜ご留意＞ 役員報酬の税務上の取扱いについての詳細は、所轄の税務署や顧問税理士等にご相談・ご確認ください。

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

8.役員報酬の税務上の取扱い

◆確定拠出年金の掛金選択により、役員報酬を決定する場合の手続きについて

1. 株主総会で、確定拠出年金掛金を選択後の役員報酬総額（下記例：32,760千円=2,730千円×12カ月）を決議（役員毎の内訳は取締役会又は代表取締役に一任）
2. 取締役会で株主総会で決めた総額の範囲内で各取締役の役員報酬の金額を決定

＜例＞取締役会議事録

議長は、代表取締役及び取締役の役員報酬を以下の通りとする旨を述べ、慎重に審議した結果、満場一致をもって承諾可決された。

（役職名）	（氏名）	（報酬金額）
代表取締役	A	月額　1,000,000円
取締役	B	月額　935,000円
取締役	C	月額　795,000円

	役員報酬月額 ①	掛金負担額※1 ②	報酬等合計 ③=①+②	確定拠出年金掛金※2 ④	掛金選択後報酬月額 ⑤=③−④
代表取締役　A	1,000,000	55,000	1,055,000	55,000	1,000,000
取締役　B	950,000	30,000	980,000	45,000	935,000
取締役　C	850,000	0	850,000	55,000	795,000
合計	2,800,000	85,000	2,885,000	155,000	**2,730,000**

※1　役員報酬（①）の他に会社が負担する掛金額
※2　役員に係る確定拠出年金規程に定めのある掛金の範囲（例えば、5～55千円）で、各自が選択した掛金額

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

9.他の確定拠出年金に加入していた移換者の取扱い

移換前	確定拠出年金規約での個人型加入の可否	企業型への加入選択肢	個人型への加入選択肢	移換後
個人型加入者 個人型運用指図者	可	加入	加入　又は　継続	企業型加入者　及び　個人型加入者 企業型加入者　及び　個人型運用指図者※
			未加入	企業型加入者
		未加入	加入　又は　継続	個人型加入者 又は 個人型運用指図者※
	不可	加入	未加入	企業型加入者
		未加入	加入	個人型加入者 又は 個人型運用指図者※
企業型の資格を喪失した者 自動移換者	可	加入	加入	企業型加入者　及び　個人型加入者 企業型加入者　及び　個人型運用指図者※
			未加入	企業型加入者
		未加入	加入	個人型加入者 又は 個人型運用指図者※
	不可	加入	未加入	企業型加入者
		未加入	加入	個人型加入者 又は 個人型運用指図者※

※個人別管理資産が無い場合は個人型運用指図者になれません。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

10.選択制確定拠出年金の承認基準（参考）

- 選択制確定拠出年金は給与を原資に生涯設計手当（前払い退職金）を設定し、当手当の範囲内で掛金を従業員が選択できるように設計します。
- 選択制確定掛金年金を実施する場合は、以下の承認基準の要件を満たす必要があります。

確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)

第1　企業型年金規約の承認基準等に関する事項

＜略＞

1. 企業型年金加入者とすることについての「一定の資格」の内容

(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」して定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

＜略＞

④「希望する者」
従業員のうち、「加入者となることを希望した者」のみ企業型年金加入者とすること。

(2) 企業型年金加入者とすることについて「一定の資格」を定める場合には、基本的には、

ア　上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、厚生年金基金（加算部分）、確定給付企業年金、適格退職年金又は退職手当制度(退職手当前払い制度を含む。)が適用されていること

イ　上記(1)の③及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金(④に掲げる場合に限る。)又は退職手当制度(退職金前払い制度を含む。)が適用されていること

とするとともに、当該制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。

＜略＞

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

10.選択制確定拠出年金の承認基準（参考）

確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)

第1　企業型年金規約の承認基準等に関する事項

2.　事業主掛金に関する事項

＜略＞

(5) 労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みを実施するに当たっては、社会保険・雇用保険等の給与額にも影響する可能性を含めて、事業主は従業員に正確な説明を行う必要があること。

＜略＞

https://www.mhlw.go.jp/content/000677933.pdf　確定拠出年金制度について（令和3年7月28日改正）

- **また、給与を減額して確定拠出年金の掛金とすることは認められてます。以下のQ&Aが各地方厚生局に対して年金局から事務連絡が発出されてます。**

No.70　（問） 給与や賞与を減額して、その減額分をもって確定拠出年金の掛金とすることは可能か。

（回答） 給与や賞与の減額の可否については、給与規程の問題である。

https://www.mhlw.go.jp/content/000653917.pdf　確定拠出年金 Q&A（令和3年7月28日施行）

上記のURLは厚生労働省HP掲載の「2021年7月28日付」の「法令解釈」および「Q＆A」ファイルにリンクしています。
最新情報をご確認いただく場合は、直接厚生労働省HP（下記URL）にアクセスください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nekin/nenkin/kyoshutsu/index.htnl

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

税制上の取扱い

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

税制上の取扱い

1. 事業主掛金の損金算入
2. 事業主掛金の所得税の取扱い
3. 特別法人税
4. 老齢給付金にかかる税金（一時金受取）
5. 重複する勤続期間がある場合の退職所得控除額計算
6. 確定拠出年金にかかる税金（年金受取）
7. 給付時の税制　まとめ

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

1.事業主掛金の損金算入

- 選択制確定拠出年金の事業主掛金は損金算入が認められています（法人税法施行令第135条）。

	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金
負担者	企業	個人
税制	損金算入	小規模企業共済等掛金控除

（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）

〈法人税法施行令〉第135条

内国法人が、各事業年度において、次に掲げる掛金、保険料、事業主掛金、信託金等又は信託金等若しくは預入金等の払込みに充てるための金銭を支出した場合には、その支出した金額（第２号に掲げる掛金又は保険料の支出を金銭に代えて株式をもつて行った場合として財務省令で定める場合には、財務省令で定める金額）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

三　確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第４条第３項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて同法第２条第８項（定義）に規定する企業型年金加入者のために支出した同法第３条第３項第７号（規約の承認）に規定する事業主掛金（同法第54条第１項（他の制度の資産の移換）の規定により移換した確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）第22条第１項第５号（他の制度の資産の移換の基準）に掲げる資産を含む。）

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

2.事業主掛金の所得税の取扱い

- 選択制確定拠出年金の事業主掛金は給与所得に含まれません(所得税法施行令第64条)。

〈所得税法施行令〉

(確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い)

第六十四条　事業を営む個人又は法人が支出した次の各号に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等は、当該各号に規定する被共済者、加入者、受益者等、企業型年金加入者又は信託の受益者等に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。

四　確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第四条第三項(承認の基準等)に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項(定義)に規定する企業型年金加入者のために支出した同法第三条第三項第七号(規約の承認)に規定する事業主掛金(同法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)の規定により移換した確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)第二十二条第一項第五号(他の制度の資産の移換の基準)に掲げる資産及び同令附則第二条第三項(適格退職年金契約に関する特例)に規定する資産管理機関に移換する資産を含む。)

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

3.特別法人税

- 個人別管理資産に対し、年率1.173%の特別法人税が課税されます。
- 現状では、景気低迷及び金利水準の低下への配慮から課税が凍結され続けています（運用利回りに関わらず、年金資産に対して課税されるため）。

◆特別法人税の課税の状況

1957年4月1日～1999年3月31日	課税
1999年4月1日～2001年3月31日	課税停止開始（2年間）
2001年4月1日～2003年3月31日	課税停止延長（2年間）
2003年4月1日～2005年3月31日	課税停止延長（2年間）
2005年4月1日～2008年3月31日	課税停止延長（3年間）
2008年4月1日～2011年3月31日	課税停止延長（3年間）
2011年4月1日～2014年3月31日	課税停止延長（3年間）
2014年4月1日～2017年3月31日	課税停止延長（3年間）
2017年4月1日～2020年3月31日	課税停止延長（3年間）
2020年4月1日～2023年3月31日	課税停止延長（3年間）

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

4.老齢給付金にかかる税金（一時金受取）

- 確定拠出年金の老齢給付金を一時金で受け取る場合、退職所得とみなされ、分離課税の対象となります。
- 退職所得は源泉徴収の対象となり、原則として受給者が確定申告を行う必要はありません。

① 課税退職所得の計算

老齢給付金における所得（その他退職手当がない場合）の計算式（注）		
勤続年数	老齢給付金（一時金額）から退職所得控除額を控除した金額が	
	300万円以下の場合	300万円超の場合
5年以下	**1/2の課税適用あり** （老齢給付金ー退職所得控除額）×1/2	**1/2の課税適用なし** 150万円※1＋｛老齢給付金ー（300万円＋退職所得控除）｝※2
5年超	**（金額に関わらず）1/2の課税適用あり** 【（老齢給付金ー退職所得控除額）×1/2】	

※1）300万円以下の部分の退職所得の金額（1/2課税適用分）
※2）300万円を来れる部分の退職所得の金額（1/2課税適用外）

（注）2021年分までの所得については、従業員（役員等ではない者）の退職所得額の計算は勤続年数及び金額に関わらず「（退職手当等の収入金額ー退職所得控除額）×2分の1」で計算されていましたが、2022年分以降の所得については上記の通り改正されました。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

4.老齢給付金にかかる税金（一時金受取）

② 課税退職所得控除額の計算

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数　※80万円に満たない場合は80万円
20年超の場合	40万円×20年＋70万円×（勤続年数－20年）

※確定拠出年金の掛金の払込期間が勤続年数とみなされます（個人型・企業型の運用指図者期間を除く）。
従前の退職金や企業年金等からの制度移行があった場合には、その制度移行により算入された期間を含みます。

③ 退職金にかかる税金の計算

■所得税

課税退職所得		税率※	源泉徴収税額
195万円以下		5%	課税退職所得× 5%
195万円超	330万円以下	10%	課税退職所得×10%－ 9.75万円
330万円超	695万円以下	20%	課税退職所得×20%－42.75万円
695万円超	900万円以下	23%	課税退職所得×23%－ 63.6万円
900万円超	1,800万円以下	33%	課税退職所得×33%－153.6万円
1,800万円超	4,000万円以下	40%	課税退職所得×40%－279.6万円
4,000万円超		45%	課税退職所得×45%－479.6万円

■住民税

課税退職所得	税率
一律	10%

※2013年1月1日から25年間、お支払にかかる源泉徴収税額（所得税額）には、「復興特別所得税」が加算されます。

◆ご注意
本年および前年以前19年以内に別途退職手当等が支給されている場合は、退職所得控除額の調整が行われます。2022年3月31日以前は「本年および前年以前14年以内」とされていましたが、2022年度の税制改正で変更されました。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

5.重複する勤続期間がある場合の退職所得控除額計算

◆根拠法令

- 退職手当等を前年以前に支払を受けた場合に、それぞれの退職手当等についての勤続年数をもとに退職所得控除額を計算すると、それぞれの勤続期間に重複する期間がある場合には1か所に勤務する者が支払を受ける退職手当等の退職所得控除額より多額の控除額を受けられるため、その退職手当等の支払を受けた年の前年以前4年内（その年も含め5年間）に支払を受けた他の退職手当等の勤続期間との重複を排除して勤続年数を計算し、退職所得控除額を求める（所法30⑤一　所令70①二、②、③）。
- 確定拠出年金の老齢給付金は、原則として60歳から70歳までの間に、受給権者の意思により請求することができるため（確定拠出年金法33①　34,73）、受給権者が、老齢給付金の請求時期を調整することにより多額の退職所得控除額を受けることのないよう、確定拠出年金に係る退職一時金を受けた場合は、その年の前年以前14年内（その年も含め15年間）に支払を受けた他の退職手当等の勤続期間との重複を排除して勤続年数を計算し、確定拠出年金に係る退職一時金の退職所得控除額を求める（所令70①二）。

退職
60歳

確定拠出年金受給
70歳

退職一時金受給
退職所得の計算

前年以前19年以内（注）

退職所得控除の計算は、過去60歳で受給した
退職所得控除の使用期間を除いて計算する。

（注）2022年4月施行の法改正により給付請求の上限年齢が「75歳」に引き上げられることに伴い、退職所得控除の計算時の調整期間は、従来の「前年以前14年以内」から「前年以前19年以内」に変更となっています。

●退職所得の申告書　C欄

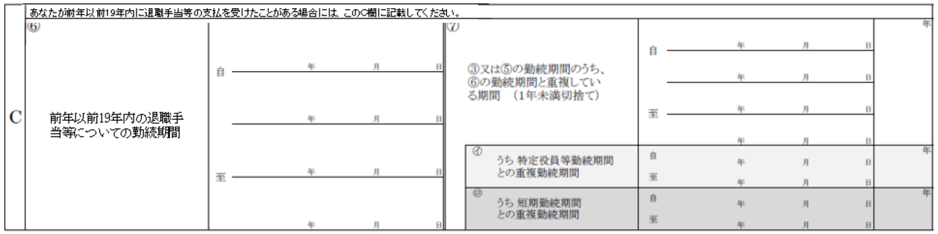
あなたが前年以前19年内に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前19年内の退職手当等についての勤続期間	自　年　月　日 年　月　日 至　年　月　日 年　月　日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間　（1年未満切捨て）	自　年　月　日 年　月　日 至　年　月　日 年　月　日	年
			⑦ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年
			⑪ うち 短期勤続期間との重複勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日	年

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.

SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

6.確定拠出年金にかかる税金（年金受取）

- 老齢給付金を年金として受け取る場合は雑所得となり、7.6575%※の源泉徴収が行われます。 ※2013年1月1日から25年間、お支払にかかる源泉徴収税額（所得税額）には、「復興特別所得税」を含みます。
- 他の公的年金等と併せて公的年金等控除が適用されます。
- 一年間の総所得に基づく所得税額との差額について確定申告により精算します。

◆ 課税所得金額＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額

公的年金等控除（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1000万円以下の場合）

年金受給者の年齢	その年中の公的年金等の総収入額　（A）	公的年金等控除
65歳以上	（公的年金等の収入金額の合計額が110万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）	
	110万円超330万円未満	110万円
	330万円以上410万円未満	A×25%＋27.5万円
	410万円以上770万円未満	A×15%＋68.5万円
	770万円以上1000万円未満	A×5%＋145.5万円
	1000万円以上	195.5万円
65歳未満	（公的年金等の収入金額の合計額が60万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。）	
	60万円超130万円未満	60万円
	130万円以上410万円未満	A×25%＋27.5万円
	410万円以上770万円未満	A×15%＋68.5万円
	770万円以上1000万円未満	A×5%＋145.5万円
	1000万円以上	195.5万円

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
stems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

7.給付時の税制　まとめ

	支給事由	支給方法	税制上の分類	税制上の優遇措置
給付	老齢給付金	一時金	退職所得	退職所得控除
		年金	雑所得	公的年金等控除
	障害給付金	一時金	非課税	ー
		年金	非課税	ー
	死亡一時金	一時金	みなし 相続財産	非課税限度額 （500万円に法定相続人の数を乗じた額）
脱退	脱退一時金	一時金	一時所得	特別控除 （最大50万円まで非課税）
移換 （離転職時）	所得とみなさない	ー	非課税	ー

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.
SBI Benefit Systems
INNOVATIONS FOR RECORDKEEPING

お問い合わせ先

当冊子に対するご不明な点は下記までお問い合わせください

SBIベネフィット・システムズ株式会社
営業企画部　03-6229-0041

本資料について

- 記載のデータは、当社が信頼できると判断した情報等に基づき作成をしておりますが、その情報の正確性・確実性について当社が保証するものではありません。
- 法律・会計・税制上の助言をなすものではございません。法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認・ご相談くださいますようお願い申し上げます。
- 作成日時点での情報等に基づき資料を作成しておりますが、法改正等により内容が異なる場合もございます。

© 2001-SBI Benefit Systems Co.,Ltd. All Rights Reserved.